

福井県報

号外第 68 号
令和 7 年
9 月 1 日(月)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

○令和 7 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の
限度の公表(371・森づくり課)……………1

人事委員会告示

※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、
休暇等に関する条例施行規則の運用方針等の一部を改正する告示(2)……………3

告

示

福井県告示第371号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度(第3次分)を次のとおり公表する。

令和7年9月1日

福井県知事 杉本 達治

森 林 計画区	単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度
			(単位：ha)
越 前	坂 井 地 区	水源かん養保安林	785.48
		土砂流出防備保安林	10.89
		干害防備保安林	0.92
		保健保安林	51.40
		小計	848.69
	福 井 地 区	水源かん養保安林	557.95
		土砂流出防備保安林	24.12
		干害防備保安林	0.92
		保健保安林	84.98
		小計	667.97
	大 野 地 区	水源かん養保安林	2,857.95
		土砂流出防備保安林	178.45
		干害防備保安林	5.64
		保健保安林	162.74
		小計	3,204.78
	足 羽 川 上 流	水源かん養保安林	584.65
		土砂流出防備保安林	24.28
		干害防備保安林	2.08
		保健保安林	26.80
		小計	637.81
	日 野 川	水源かん養保安林	974.60
		土砂流出防備保安林	11.20
		干害防備保安林	1.68
		保健保安林	3.38
		小計	990.86
若 狭	若 狭 地 区	水源かん養保安林	2,071.73
		土砂流出防備保安林	32.18
		干害防備保安林	17.69

		保健保安林	93.90
		小計	2,215.50
合 計			8,565.61

人事委員会告示

福井県人事委員会告示第2号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月1日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針等の一部を改正する告示

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部改正)

第1条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針(平成7年福井県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14 特別休暇関係 1～11 (略) 12 規則第17条第1項第15号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害(以下この項において単に「災害」という。)により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うとき、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害もしくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害またはこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。)により職員の現住居以外の住居または親族の住居が滅失し、または損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき等をいう。 13～25 (略)	第14 特別休暇関係 1～11 (略) 12 規則第17条第1項第15号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。 13～25 (略)

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示の一部改正)

第2条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示(令和5年福井県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) (経過措置)	附 則 1・2 (略) (経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、令和5年福井県人事委員会告示第3号の規定による改正後の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成7年福井県人事委員会規則告示第1号。以下「改正後の勤務時間等関係運用方針」という。）第11の第2項および第16項ならびに第13の第11項および第22項の規定の適用については、同運用方針第11の第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（第5項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして適用し、第13の第22項第2号の規定の適用については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務時間職員とみなして適用する。

4～6 （略）

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

3 暫定再任用短時間勤務職は、令和5年福井県人事委員会告示第3号の規定による改正後の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成7年福井県人事委員会規則告示第1号。以下「改正後の勤務時間等関係運用方針」という。）第11の第2項および第16項ならびに第13の第11項および第22項の規定の適用については、同運用方針第11の第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（第5項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして適用し、第13の第22項第2号の規定の適用については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務時間職員とみなして適用する。

4～6 （略）